

炎症性腸疾患友の会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「炎症性腸疾患友の会」と称し、宮城県にその事務局を置く。

(目的)

第2条 本会は患者本人及び、患者家族のより良いQOL (Quality of Life) を目指す。

- 1、クローン病・潰瘍性大腸炎に対する医療的知識の共有と、患者・患者の家族・医療者の相互協力に努める。
- 2、クローン病・潰瘍性大腸炎の社会的認知とその理解に努める。
- 3、その他、本会の活動の主旨に添うこと。

(活動)

第3条 本会は下記の活動を行う。

- 1、会員及び準会員の交流・勉強会。
- 2、本会の総会。
- 3、会報の発行と配布。
- 4、その他、第2条による社会的な活動。

(会員資格、会の構成)

第4条 下記の項目によって、それぞれ 会員・準会員とする。

- 1、会員は次の事項を事務局に届けた クローン病・潰瘍性大腸炎患者本人とする。
 - (1) 氏名。
 - (2) 住所。
 - (3) 電話連絡先。
 - (4) 年齢・生年月日。
 - (5) 現在、治療を受けている医療機関。
- 2、準会員は前項1、を満たした者の家族、医療関係者及び本会の主旨に賛同する人。

(役員・構成)

第5条 本会は下記の役員で構成され、会の上承によって運営される。

- 1、役員名と主な職務。

・会長 (1名)	本会を代表し、会務を総括する。
・副会長 (1名以上)	会長を補佐し、必要に応じてこれを代行する。
・会計 (1名)	本会の会計事務を行う。
・副会計 (1名以上)	会計を補佐し、必要に応じてこれを代行する。
・会計監査 (2名)	年度毎に、本会会計監査を行う。
・委員 (若干名)	会長の委任により、本会庶務、会報の発行等を行う。
- 2、任期は1年とし、その再任は総会出席会員の過半数の異議がない場合、妨げない。
- 3、役員を選出は、立候補及び推薦された本会会員を総会で承認する。
- 4、役員は原則として、兼任できない。

(役員会)

第6条 第5条の1、の役員でもって役員会を構成し、総会での決定事項を執行する。

(総 会)

第7条 総会は会員及び準会員によって開かれる。

- 1、総会は定期的に関われ、本会の基本事項を決定する。
- 2、役員会が必要と認めた場合、会長は臨時に総会を召集できる。
- 3、総会における議題等は、会員・準会員から提案できるが、決議は会員によるものとする。また、原則として出席会員過半数をもって決議される。
- 4、総会では次のことを決議する。
 - ・事業計画及び収支予算。
 - ・事業報告及び収支決算。
 - ・役員を選任。
 - ・会則の改廃。
 - ・その他、本会の運営に関わる事項。

(会 計)

第8条 本会の会計は第5条の1、の会計役員及び副会計役員がその職務を行う。

- 1、本会の財源は、会費・寄付金・その他本会の設立主旨に添った収入による。
- 2、支出については、役員会・総会の承認と報告を義務とする。
- 3、本会の会計年度は毎年4月1日～3月31日とし、会計役員は総会への収支報告と、会員・準会員へ報告しなければならない。

(会 費)

第9条 本会の会費は下記のとおりとする。

- ・年会費 3,000円。
 - ・年会費の納入時期を 前期4月～9月・後期10月～3月とし、4月～9月の入会者は後期3月末まで、10月～3月までの入会者は前期9月末まで年会費を納入すること。
- 1、総会によって決議された事業など、臨時的に必要となった会費については、その実費程度を限度とし徴収できる。
 - 2、自己の責により退会する場合、すでに納入された会費は返金しない。
 - 3、会費を滞納した場合は、1年分を限度に請求される。
 - 4、1年以上会費を滞納した場合、1年半を限度に自動退会とする。
 - 5、準会員は、1項などの臨時的な会費を除いて会費は徴収されない。

(禁止事項)

第10条 下記の行為を禁止する。また、下記の行為を行った者は退会処分を受け、損害が発生した場合はその賠償の義務を負う。

- 1、本会会員名簿を本来の目的以外に使用、若しくは外部に漏らすこと。
- 2、特定の宗教、政治団体の勧誘。
- 3、物品の販売、及び営利的な活動。
- 4、その他、総会の決議によって禁止された行為。

(附 則)

第11条 本会則は1998年11月8日から施行する。

- 1、一部改正 1999年6月6日。
- 2、一部改正 2000年6月4日。